

# 労働運動研究

——人権、共生、福祉、環境のために——

**焦点** 日教組に対し右翼団体完勝 30年代日本復活の遠雷が聞こえる

**特集** 21世紀日本の進路を問う

サブプライムローンと日本経済(上)

— “擬制” 的経済の世界化とドル支配の危機 — 埼玉大学名誉教授 鎌倉孝夫

サブプライムローン危機と「マネー敗戦」の教訓

— ドル従属体制からユーロ・アジア通貨との多角的協力へ — 労働運動研究所 柴山健太郎

日本の所得格差拡大の要因は何か

京都大学経済研究科 宇仁宏幸

福田外交と「東アジア共同体」

ジャーナリスト 蜂谷 隆

もう一つの世界は可能だ!

一橋大学大学院言語社会研究科博士後期過程

— WSF あらかわ1.26 グローバルアクションの報告 — 井形和正

日中歴史共同研究と「田中上奏文」問題

富山大学名誉教授 藤井一行

— 学問的検証か政治的決着か? —

南京大虐殺を心に刻む旅

ジャーナリスト 水谷 栄

「新自由主義」と勤労者運動②

— 技術革新段階に対応する勤労者運動と

革新的経営者・出資者との [共同] の構築 — 元日産労働者 田嶋知来

米大統領予備選

— 長期化する民主党オバマ・クリントンの指名争い

— ブッシュ政権批判の空前の高まり — 労働運動研究所国際部

中国における労働法制の根本問題

慈済大学副教授 王 珠恵

総選挙への突入後のイタリアの政治情勢

在ローマ・ジャーナリスト

— 中道左右両派・左翼・中道連合の戦い — 茜ヶ久保徹郎

復刊第19号  
2008・4

E-mail : rohken@netlaputa.ne.jp

URL : <http://www.netlaputa.ne.jp/~rohken/>

労働運動研究所

焦点 日教組に対し右翼団体完勝 30年代日本復活の遠雷が聞こえる 野村光司 1

## 特集 21世紀日本の進路を問う

サブプライムローンと日本経済（上）	埼玉大学名誉教授 鎌倉孝夫	2
サブプライムローン危機と「マネー敗戦」の教訓	労働運動研究所 柴山健太郎	12
日本の所得格差拡大の要因は何か	京都大学経済研究科 宇仁宏幸	22
福田外交と「東アジア共同体」	ジャーナリスト 蜂谷 隆	30
もう一つの世界は可能だ！	一橋大学大学院言語社会研究科博士 井形和正	36
日中歴史共同研究と「田中上奏文」問題	富山大学名誉教授 藤井一行	41
南京大虐殺を心に刻む旅	ジャーナリスト 水谷 栄	49
<hr/>		
「新自由主義」と勤労者運動②	元日産労働者 田嶋知来	53
米大統領予備選		
—長期化する民主党オバマ・クリントンの指名争い	労働運動研究所国際部	60
中国における労働法制の根本問題	慈濟大学副教授 王 珠恵	69
総選挙へ突入後のイタリア政治情勢	在ローマ・ジャーナリスト 茜ヶ久保徹郎	78

### <本の紹介>

福田玲三／中村 哲著『医者、用水路を拓く—アフガンの大地から世界の虚構に挑む』(84)  
 大内一／大谷拓朗著『偽装雇用』、派遣ユニオン著『日雇い派遣』、安田浩一著『肩書きだけの管理職』(88)、山本徳二／榎田劭著『工業社会の崩壊』(90)、本庄重男／母里啓子著『インフルエンザ・ワクチンは打たないで』(91)、室崎宏治／本庄重男『バイオハザード原論』(92)

二神正明君を悼む	労働運動研究所 室崎宏治	83
年末カンパへのお礼		77
お詫びと訂正		48
編集後記		94

### もくじ

印刷所：株式会社 シーピーエム Tel 03-3451-5397 Fax 03-3451-5354  
 東京都港区芝 5-16-14 E-mail: cpm@cpm.co.jp http://www.cpm.co.jp

日教組が教研  
 翼団体の妨害を  
 分の裁判に勝利  
 否にあって教研  
 を達し全面勝利  
 の自由は憲法で保  
 用を命じたのは当  
 りも右翼団体の意  
 の権威も地に落ち  
 組合側も、なせ  
 ながら強制執行を  
 公民権運動の中で  
 が裁判所で入学を  
 に動員されて、少  
 は勝利した。今や  
 候補として容認さ  
 局外の我々がホ  
 容易だが、その并  
 に、戦闘服の部隊  
 での営業妨害に耐  
 ろう。民間では不  
 動は、刑法の威力  
 て人の業務を妨害  
 に当たる犯罪であ  
 財産を保護し、犯  
 捕の責任」（警察  
 な警察官、機動隊員  
 警察トップが「民  
 込めるものではない  
 そもそも国民が  
 け、巨額の税金を  
 判所なる合法的暴  
 由は、人民を痛める  
 民を被害から護る

## 焦点 日教組に対し右翼団体完勝

### 30 年代日本復活の遠雷が聞える

日教組が教研集会に契約したホテルが、右翼団体の妨害を理由に解約した。組合は仮処分裁判に勝利しながら、ホテルの強固な拒否にあって教研集会は中止され、右翼は目的を達し全面勝利だ。組合の団体行動権、集会の自由は憲法で保障され、裁判所が組合の使用を命じたのは当然であるが、ホテルは何よりも右翼団体の意向にひたすら従った。司法の権威も地に落ちた。

組合側も、なぜか裁判所で権利を認められながら強制執行を求めなかった。アメリカの公民権運動の中で入学を拒否された黒人少女が裁判所で入学を認められ、州兵が妨害排除に動員されて、少女の「権利のための闘争」は勝利した。今やアメリカは、黒人が大統領候補として容認される政治風土となった。

局外の我々がホテルの弱腰を批判するのは容易だが、その弁明の会見で述べられたように、戦闘服の部隊と街宣車の暴力的大音声での営業妨害に耐えられる民間企業は少なからう。民間では不可能なのだ。右翼団体の行動は、刑法の威力業務妨害罪、「威力を用いて人の業務を妨害した者は 3 年以下の懲役」に当たる犯罪であって、警察が「人民の身体、財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧、犯人の逮捕の責任」（警察法）において自発的に十分な警察官、機動隊員を出動さすべきであって、警察トップが「民事不介入・仮眠中」を決め込めるものではない。

そもそも国民が政府に対して公権力を授け、巨額の税金を費やして軍隊・警察・裁判所なる合法的暴力装置を維持する第一の理由は、人民を痛める不正の暴力を鎮圧し、人民を被害から護ることにある。これができ

ない国は「無政府状態」、「失敗国家 (failed state)」である。憲法前文は「全世界の人民が、ひとしく恐怖と欠乏 (fear and want) から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言した。政府は先ず以って日本国内の人民の暴力からの恐怖を払拭する責任がある。

人民の恐怖には、外国軍攻撃の恐怖と、国内の犯罪の恐怖があり、それぞれに軍事力と警察力が用意されるが、両者合して天文学的な国費が費やされている。しかし外敵の侵攻は戦後全くなく、今後も侵略される可能性は極めて小さい。一方、日々現実に発生している暴力団、右翼団体による恐怖・迷惑は甚だ大きい。当然、軍事予算を大幅に削り、犯罪抑止力の方を充実させねばならない。しかも現有の警察力は、権力を批判する者を抑圧する方に大きく傾いている。反戦ビラを入られる権力側の僅かな不愉快のために警察が全力を挙げて検挙に活動し裁判所も有罪にするが、右翼団体が大規模な暴力的行為で企業や組合の権利を大きく侵害する犯罪を鎮圧し、検挙し、根絶する政治的意思は極めて乏しい。右翼団体は、平和勢力を叩く限り政府に愛され、自らの犯罪が黙認される確信を持って、益々大胆になるだろう。

日本国の内外における武力行使に全面的な検討を加えない限り、30 年代に右翼化にかけ出し、テロとなり、外国に侵略の歩を進めた日本が「わが国の美しい伝統」を纏って復活してくる。その遠雷の音が聞えるのは我々だけか。(野村光司)

RK

2007・12

野村光司 1

鎌倉孝夫 2

柴山健太郎 12

宇仁宏幸 22

蜂谷 隆 30

井形和正 36

藤井一行 41

水谷 栄 49

田嶋知来 53

運動研究所国際部 60

王 珠恵 69

西ヶ久保徹郎 78

『日本の道徳に挑む』(84)

『第一著「肩書きだけの

男／母屋啓子著『イン

オハザード原論』(92)

空崎宏治 83

77

48

94

もくじ

03-3451-5354

http://www.cpm.co.jp